

○ 実績目標 3 : 税理士業務の適正な運営の確保

1. 実績目標に関する基本的考え方

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っています(税理士法第1条)。

このため、税理士の業務である①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談(税理士法第2条)は、たとえ無償であっても税理士でない者は行ってはならない(税理士法第52条)こととされています。

これらを踏まえ、国税庁は税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、税理士法に基づき、税理士に対する適切な指導監督を行い、その業務の適正な運営の確保に努めます。

2. 重点的に進める施策

該当なし

3. 平成22事務年度の事務運営の報告

(1) 税理士会等との連絡協調の推進

[平成22事務年度実施計画]

申告納税制度の適正かつ円滑な実現を図る上で、公共的使命を担う税理士が果たすべき役割は、極めて大きなものがあります。

そのため、税理士の資質の向上等の観点から税理士会及び日本税理士会連合会(以下「税理士会等」といいます。)との協議等を通じて、税理士業務の適正な運営の確保や正確な税法の理解が図られるよう努めます。

特に、税理士は税理士会等が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない(税理士法第39条の2)とされていることを踏まえ、税理士会等が開催する説明会や研修会(以下「説明会等」といいます。)への講師派遣に努めます。

また、講師派遣した説明会等については、「研修のテーマ」や「説明の分かりやすさ」などについてのアンケート調査を行っており、説明会等の実施状況及びアンケート調査に寄せられた意見・要望等についての分析・検討を通じて問題点を把握した上で実効性のある対応・改善策を講じていくことにより、説明会等の内容の充実に努めます。

[施策の実施状況]

国税局・税務署と税理士会及び税理士会支部との間で定期的に協議会を開催し、確定申告期の相談体制の整備、e-Tax及び書面添付制度の普及、租税教育の推進など、幅広い課題について協議・意見交換を行い、連絡協調に努めました。

また、税理士の資質向上の観点から、正確な税法の理解と業務の適正な運営の確保が図られるよう、税理士会等が開催する説明会等への講師派遣を積極的に行いました。

説明会等については、各国税局において、説明会等の実施状況及びアンケート調査に寄せられた意見・要望等についての分析・検討を踏まえ、事前に税理士会等との協議を十分に行って先方のニーズを把握し、これに即した適切なテーマの設定、資料の作成及び講師の派遣を行うなど、関係各部署が協力して説明会等の実施方法の改善、内容の充実に努めました。

その結果、平成22年度に実施したアンケート調査の上位評価割合は67.8%と、昨年度の68.4%に比べ0.6ポイント下がったものの、引き続き、目標を達成することができました。

アンケート調査の結果を調査項目別に見ると、相対的に「研修のテーマ」、「内容の有用度」

の評価が高くなっており、意見・要望として「具体的な事例を示した説明で分かりやすかった」、「資料が充実していて、非常に分かりやすかった」、「ポイントを押さえた説明で大変よく分かった」、「税理士法の内容が確認できて有用であった」等の評価する意見が多数寄せられたものの、引き続き、「もっと研修時間を長くしてほしい」、「ゆっくり説明してほしい」等の改善意見も寄せられています。

このような状況を踏まえ、今後とも税理士会等との連絡協調を図りつつ、説明会等の内容の充実に努めていく必要があると考えています。

◎業績指標 3-1：税理士会への説明会等の評価 (単位：%)

会計年度	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
					目標値	実績値
上位評価割合	55.0	60.7	63.1	68.4	60	67.8

(出所) 長官官房総務課調

(注1) 数値は、税理士会への説明会等の評価に関するアンケート調査において、「良い」から「悪い」の5段階評価で上位評価（5及び4）を得た割合。なお、アンケート調査の概要についてはP175を参照。

(注2) 平成19年度までの実績値については、事務年度にて集計しています。

○参考指標 3-1：税理士会への説明会及び税理士会との協議会の開催回数 (単位：回)

事務年度	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
開催回数	4,796	4,816	4,679	4,674	4,672

(出所) 長官官房総務課調

(2) 書面添付制度の普及・定着に向けた取組

[平成22事務年度実施計画]

税理士法に定められている書面添付制度は、税理士が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができ、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に、税務代理権限証書を提出している税理士に対し、添付された書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならないというものです。

この制度は、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化・簡素化が図られ、ひいては信頼される税理士制度の確立に結びつくものであることから、添付書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議を積極的に行うとともに、この制度を尊重し、一層の普及・定着に努めます。

なお、平成21年7月から、添付書面について意見聴取を行った結果、実地調査の必要がないと認められた場合には、その旨を原則として文書により税理士に通知することとしています。

[施策の実施状況]

平成21年7月から、添付書面について意見聴取を行った結果、実地調査の必要がないと認められた場合には、その旨を税理士又は税理士法人（以下「税理士等」という。）に連絡することとし、また、平成22年7月からは、調査の必要があると認められた場合においても、税理士等に意見聴取結果と「調査へ移行する」旨を連絡することとしています。

これを踏まえ、添付書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等と協議を行うとともに、意見聴取の機会を積極的に活用するなど、書面添付制度の一層の

普及・定着に努めました。

なお、平成22年度の当該書面の添付割合（税理士等の関与がある法人数のうち、当該書面の添付がある割合）は7.0%、法人税申告の税理士関与割合は87.3%となっています。

○参考指標 3-2：税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合（単位：％）

会計年度	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
書面添付割合	5.4	5.7	6.0	6.5	7.0

(出所) 課税部法人課税課調

(注1) 平成18年度までの実績値については、各年7月から翌年6月末までに法人税の申告期限が到来し、申告書の提出があったものを対象としています。

(注2) 平成19年度以降の実績値については、各年4月から翌年3月末までに法人税の事業年度が終了し、翌年7月末までに申告書の提出があったものを対象としています。

○参考指標 3-3：法人税申告の税理士関与割合（単位：％）

会計年度	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
税理士関与割合	86.6	86.8	87.1	87.1	87.3

(出所) 課税部法人課税課調

(注1) 平成18年度までの実績値については、各年7月から翌年6月末までに法人税の申告期限が到来し、申告書の提出があったものを対象としています。

(注2) 平成19年度以降の実績値については、各年4月から翌年3月末までに法人税の事業年度が終了し、翌年7月末までに申告書の提出があったものを対象としています。

(3) e-Taxの普及に向けた取組

[平成22事務年度実施計画]

平成18年6月に日本税理士会連合会が設定した、平成22年までに税理士の50%が電子申告を行うとの数値目標の達成を含めe-Tax (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) の普及に向けた取組を更に促進するよう税理士会等に対して引き続き協力要請を行います。

また、税理士本人及び関与先の申告等手続、さらには関与先の従業員等の確定申告のe-Tax利用についても協力を要請します。このほか、税理士会等が開催するe-Taxに係る説明会等への講師派遣に努めます。

[施策の実施状況]

日本税理士会連合会において、平成22年度までに税理士等の50%が税理士本人及び関与先の申告・納税をe-Taxで行うという自主的な目標を設定したことを受けて、税理士会等に対し、e-Taxの普及に向けた取組を更に推進するように協力要請を行いました。

また、日本税理士会連合会とは、e-Taxの普及に向けて実務者レベルの協議を行うほか、同連合会からの要望も踏まえ、メッセージボックスに格納する「申告のお知らせ」への情報追加や特殊文字の入力を可能とするなどの利便性向上策を講じました。

各国税局においては、税理士会との実務者レベルの協議などあらゆる機会を通じて税理士本人及び関与先のe-Tax利用について要請するほか、税理士会が開催する説明会等への講師派遣を行いました。

(4) 税理士等に対する的確な指導監督

〔平成22事務年度実施計画〕

税理士制度に対する国民の信頼を確保するため、税理士会等との協議会を設けるなど、あらゆる機会を活用して注意喚起を行い税理士・税理士法人の非行の未然防止に努めます。また、各種情報等の収集に努め、税理士法に基づく調査を的確に実施するとともに、税理士法に違反する行為を行っている税理士・税理士法人等に対しては、懲戒処分等を行うなど厳正に対処します。

なお、税理士・税理士法人に対する懲戒処分等については、平成20年3月に公表した懲戒処分基準である「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」に基づき、適正に実施するとともに、情報提供の充実等の観点から、官報公告に加えて国税庁ホームページにおいても引き続き懲戒処分内容等を公表することとします。

〔施策の実施状況〕

税理士会等との協議会など税理士が出席する会議等を活用して、税理士業務の適正な執行と綱紀の保持について注意喚起を行ったり、税理士等事務所に臨場して業務の実態を確認するなどして、税理士等の非行の未然防止に努めました。

また、税理士法に定められた義務の適正な履行を確保する観点から、職員に対する税理士法の研修を行うとともに、税理士法違反行為に関する情報収集の充実に努め、問題が認められた場合には、税理士法に基づく調査などを適切に実施し、その結果に基づき必要な指導・処分を行いました。さらに、税理士等でない者で申告書の作成などの税理士業務を行っている者についても情報を収集し、問題が認められた場合には、必要に応じて捜査当局との協議などを適切に実施しています。

平成22事務年度に税理士等に対して実態確認又は調査を実施した件数は3,051件、平成22年度の税理士懲戒処分等件数は37件となっています。

なお、税理士等に対する懲戒処分については、懲戒処分等の基準である「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」に基づき、適正に実施するとともに、情報提供の充実等の観点から、懲戒処分の対象となった税理士等については、官報公告に加えて国税庁ホームページにおいても懲戒処分内容等を公表しました。

○参考指標 3-4：税理士・税理士法人に対する懲戒処分等件数 (単位：件)

会計年度	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
処分等件数	28	19	30	29	37

(出所) 長官官房総務課調

(注) 平成22年度の懲戒処分件数の内訳は、禁止処分が11件、停止処分が26件です。

○参考指標 3-5：税理士法に基づく税理士・税理士法人に対する調査等件数 (単位：件)

会計年度	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
調査等件数	2,495	2,519	2,686	2,863	3,051

(出所) 長官官房総務課調

(注1) 平成20年度までは、税理士法人に対する調査件数は含んでいません。

(注2) 平成20年度までの調査等件数は、事務年度にて集計しています。

4. 平成21事務年度実績の評価結果の平成22事務年度施策等への反映状況

税理士会等との連絡協調の推進については、税理士業務の適正な運営を確保するため、税理士会等が開催する説明会等への講師派遣を行い、その実施状況や評価に関するアンケート調査の分析を踏まえ、改善策を検討するなどして、関係各部署が協力して説明会等の充実に努めました。

書面添付制度の普及・定着に向けた取組については、添付書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士等との協議を積極的に行うとともに、意見聴取の機会を積極的に活用するなど、一層の普及・定着に努めました。

e-Taxの普及に向けた取組については、税理士会等に対して、取組を更に推進するよう協力要請を行いつつ、税理士会等が開催する説明会等に講師を派遣するとともに、一層の普及に向けて税理士会等との協議を継続し、日本税理士会連合会からの要望も踏まえ、e-Taxの利便性向上のための改善を行いました。

税理士等に対する的確な指導監督については、税理士が出席する会議等を活用して、税理士の業務の適正な執行と綱紀の保持について注意喚起を行うなどにより、税理士等の非行の未然防止に努めるとともに、税理士法に基づく調査などを適切に実施して、その結果に基づき必要な指導、処分を行い、税理士等に対する懲戒処分等については、処分の適正な実施及び透明性の確保のため、処分基準・処分対象者の公表等を行いました。

5. 目標を巡る現状・外部要因等の動向

税理士登録者数は、平成23年3月末現在で72,039人となっています。

このほかの目標を巡る現状・外部要因等の動向については、「3. 平成22事務年度の事務運営の報告」において、業績指標・参考指標と併せて記述しています。

○参考指標 3-6：税理士登録者数の推移

(単位：人)

会計年度	平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
税理士登録数	70,068	70,664	71,177	71,606	72,039

(出所) 長官官房総務課調

6. 今後の施策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

イ 税理士会等との連絡協調の推進

引き続き推進 改善・見直し 廃止

ロ 書面添付制度の普及・定着に向けた取組

引き続き推進 改善・見直し 廃止

ハ e-Taxの普及に向けた取組

引き続き推進 改善・見直し 廃止

ニ 税理士等に対する的確な指導監督

引き続き推進 改善・見直し 廃止

(2) 施策への反映に向けた提言

税理士会等との連絡協調の推進については、税理士業務の適正な運営、税理士の公共的使命の発揮により納税者の皆様が適正かつ円滑に納税義務が履行できるよう、税理士会との連絡協調に努め、税理士会等が開催する説明会等への講師派遣を積極的に行います。なお、平成23年度においては、説明会等に関するアンケート調査の上位評価割合の目標値を「60%」から「65%」へ引き上げ、税理士会等の意見・要望等を踏まえ、説明会等の内容の更なる充実に努めます。

書面添付制度の普及・定着に向けた取組については、同制度が正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化が図られ、ひいては信頼される税理士制度の確立に結び付くものであることから、添付書面や税理士に対する意見聴取の内容を調査事務に積極的に活用するなど、この制度を尊重し、一層の普及・定着に努めます。

e-Taxの普及に向けた取組については、税理士会等に対し、更に取組を推進するよう、引き続きあらゆる機会を通じて協力要請を行うとともに、税理士会等が開催する説明会等への講師派遣に努めます。

税理士等に対する的確な指導監督については、税理士等に対する国民の信頼を確保するため、新たに開催回数の目標値を設定した上で税理士会等との綱紀監察をテーマとした説明会等を開催するなど、あらゆる機会を活用して注意喚起を行います。また、各種情報の収集に努め、税理士法に基づく調査を的確に実施するなど、税理士法に違反する行為を行っている税理士等に対しては、厳正に対処します。

(3) 平成24年度予算要求等への反映

税理士業務の適正な運営の確保のために必要な経費の確保に努めます。